

令和6年度 第1回  
静岡県私立学校審議会  
議案

静岡県スポーツ・文化観光部  
総合教育局私学振興課

# 令和6年度 第1回 静岡県私立学校審議会 議案目次

## (認可事項)

第1号議案	清水国際中学校の廃止認可について……………	1
第2号議案	浜松修学舎高等学校の福祉科・ビジネス科の廃止認可について……………	2
第3号議案	藤枝順心高等学校の美術造形デザイン科・調理栄養科の廃止認可について…	3
第4号議案	藤枝順心高等学校の収容定員に係る学則変更認可について……………	4
第5号議案	静岡県西遠女子学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可について…	6
第6号議案	萩丘幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について……………	8
第7号議案	気賀幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について……………	10
第8号議案	裾野ひかり幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について……………	12
第9号議案	千福が丘ひかり幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について……………	14
第10号議案	焼津幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について……………	16
第11号議案	焼津豊田幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について……………	18
第12号議案	佐鳴台入野幼稚園の廃止認可について……………	20
第13号議案	学校法人宝学園の解散認可について……………	21
第14号議案	大原介護福祉専門学校沼津校の目的変更認可について……………	22
第15号議案	専修学校静岡学園早慶セミナーの廃止認可について……………	25

## (承認事項)

事前審査1	聖隷クリストファーグローバルスクール中等部の学校設置計画について…	26
事前審査2	聖隷クリストファーグローバルスクール高等部の学校設置計画について…	28
事前審査3	静岡高等学校の通信制課程の設置計画について……………	31

第1号議案 清水国際中学校の廃止認可について

1 名 称	清水国際中学校（昭和22年6月26日設置認可）
2 位 置	静岡市清水区天神一丁目4番1号
3 設 置 者	静岡市清水区天神一丁目4番1号 学校法人 清水国際学園（理事長 水野 克彦）
4 廃止の理由	平成19年度から募集を停止しており、再開の見込みがないため、 学校を廃止
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日
6 生徒の処置方法	平成21年3月に全員卒業し、在籍生徒なし
7 教職員の処置方法	同一法人が設置する清水国際高等学校へ配置転換済み
8 指導要録等の保管方法	同一法人が運営する清水国際高等学校で保管
9 生徒数の推移	平成19年度から現在まで募集停止中のため、生徒在籍なし

第2号議案 浜松修学舎高等学校の福祉科・ビジネス科の廃止認可について

1 名称	浜松修学舎高等学校（昭和23年4月1日設置認可）					
2 位置	浜松市中央区向宿二丁目20番1号					
3 設置者	浜松市中央区向宿二丁目20番1号 学校法人 芥田学園（理事長 木俣 安弘）					
4 変更の理由	福祉科及びビジネス科は、普通・夢みらい科及び看護科・看護専攻科への再編に伴い、令和4年度入学生から募集を行っておらず、令和5年度末をもって、在籍者もいなくなった上、今後も生徒募集を行う予定もないため学科を廃止					
5 変更の時期	静岡県知事の認可の日					
6 変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                     普通・夢みらい科                      看護科・看護専攻科                      福祉科                      ビジネス科                 </td> <td>                     普通・夢みらい科                      看護科・看護専攻科                 </td> </tr> </tbody> </table> <p>浜松修学舎高等学校全日制課程福祉科・ビジネス科                      設置 昭和23年（ビジネス科）                      平成16年（福祉科）</p> <p>令和3年入学を最後に、令和4年より生徒募集停止                      令和5年度末在校生全員卒業後、在籍者なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒は、全員卒業済み</li> <li>・教職員は、普通・夢みらい科及び看護科・看護専攻科で勤務</li> </ul>		変更前	変更後	普通・夢みらい科 看護科・看護専攻科 福祉科 ビジネス科	普通・夢みらい科 看護科・看護専攻科
変更前	変更後					
普通・夢みらい科 看護科・看護専攻科 福祉科 ビジネス科	普通・夢みらい科 看護科・看護専攻科					

第3号議案 藤枝順心高等学校の美術造形デザイン科・調理栄養科の廃止認可について

1 名称	藤枝順心高等学校（昭和23年4月1日設置認可）					
2 位置	藤枝市前島二丁目3番1号					
3 設置者	藤枝市前島二丁目3番1号 学校法人 藤枝学園（理事長 仲田 晃弘）					
4 変更の理由	美術造形デザイン科・調理栄養科は、普通科との再編に伴い、令和4年度入学生から募集を行っておらず、令和5年度末をもって、在籍者もいなくなった上、今後も生徒募集を行う予定もないため学科を廃止					
5 変更の時期	静岡県知事の認可の日					
6 変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更前</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科 美術造形デザイン科 調理栄養科</td> <td>普通科</td> </tr> </tbody> </table> <p>藤枝順心高等学校全日制課程美術造形デザイン科・調理栄養科 設置 昭和43年（調理栄養科） 昭和48年（美術造形デザイン科）</p> <p>令和3年入学を最後に、令和4年より生徒募集停止 令和5年度末在校生全員卒業後、在籍者なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒は、全員卒業済み</li> <li>・教職員は、普通科で勤務</li> </ul>		変更前	変更後	普通科 美術造形デザイン科 調理栄養科	普通科
変更前	変更後					
普通科 美術造形デザイン科 調理栄養科	普通科					

第4号議案 藤枝順心高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	藤枝順心高等学校（昭和23年4月1日設置認可）																	
2 位 置	藤枝市前島二丁目3番1号																	
3 設 置 者	藤枝市前島二丁目3番1号 学校法人藤枝学園（理事長 仲田 晃弘）																	
4 変更の理由	学則の収容定員と実態との間に乖離が生じているため、収容定員を変更（減少）																	
5 変更の時期	令和7年4月1日																	
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">学 科</th> <th colspan="2">変更前(R6)</th> <th colspan="2">変更後(R9)</th> </tr> <tr> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>190人</td> <td>570人 &lt;356人&gt;</td> <td>160人</td> <td>480人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">&lt; &gt;内は令和6年5月1日の実員</p>				学 科	変更前(R6)		変更後(R9)		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	普通科	190人	570人 <356人>	160人	480人
	学 科	変更前(R6)		変更後(R9)														
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員													
	普通科	190人	570人 <356人>	160人	480人													
	<p>&lt;令和7年度から令和9年度までの定員&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通科</td> <td>540人（160人）</td> <td>510人（160人）</td> <td>480人（160人）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（ ）内は入学定員</p>				学 科	令和7年度	令和8年度	令和9年度	普通科	540人（160人）	510人（160人）	480人（160人）						
	学 科	令和7年度	令和8年度	令和9年度														
	普通科	540人（160人）	510人（160人）	480人（160人）														
	<p>&lt;変更後の各学年の学級数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース</th> <th>学年</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学級数</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>生徒数</td> <td>160人</td> <td>480人</td> </tr> </tbody> </table>				コース	学年	合計	学級数	5	15	生徒数	160人	480人					
	コース	学年	合計															
	学級数	5	15															
生徒数	160人	480人																
<p>◆基準：高等学校設置基準（第7条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業を受ける生徒数</td> <td>1学級の生徒数は40人以下であること</td> </tr> </tbody> </table>				項目	要件	授業を受ける生徒数	1学級の生徒数は40人以下であること											
項目	要件																	
授業を受ける生徒数	1学級の生徒数は40人以下であること																	

7 職員組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th colspan="3">変更前 (R6)</th> <th colspan="3">変更後 (R9)</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>※1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>18</td> <td>3</td> <td></td> <td>18</td> <td>※3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講師</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>22</td> <td>※4</td> <td>※1</td> <td>※22</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>免許を有しない非常勤</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>9</td> <td></td> <td>1</td> <td>9</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>実習助手</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>用務員等</td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td></td> <td></td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>校医等</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>34</td> <td>5</td> <td>44</td> <td>34</td> <td>5</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table> <p>※兼務、講師を教諭に換算すると13人相当 (担当時間数 週268時間÷20時間)  教諭等の数は、<b>合計32人</b> (教頭1 + 教諭18 + 講師等13)</p> <p>◆基準：高等学校設置基準 (第8～11条)  私立小中高等学校設置認可等審査基準 (第5条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教頭及び教諭の数</td> <td>23人以上</td> <td>・学級数以上の専任教諭  ・生徒数 360人超  (生徒数=480)×(週当たり授業時間=34)  40 × 18</td> </tr> </tbody> </table>							職名	変更前 (R6)			変更後 (R9)			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校長	1			1			教頭	1	1		1	※1		教諭	18	3		18	※3		講師	4	1	22	※4	※1	※22	養護教諭	1			1			免許を有しない非常勤			6			6	事務職員	9		1	9		1	実習助手			1			1	用務員等			9			9	校医等			5			5	計	34	5	44	34	5	44	項目	要件	備考	教頭及び教諭の数	23人以上	・学級数以上の専任教諭 ・生徒数 360人超 (生徒数=480)×(週当たり授業時間=34) 40 × 18														
	職名	変更前 (R6)			変更後 (R9)																																																																																																																
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																														
	校長	1			1																																																																																																																
	教頭	1	1		1	※1																																																																																																															
	教諭	18	3		18	※3																																																																																																															
	講師	4	1	22	※4	※1	※22																																																																																																														
	養護教諭	1			1																																																																																																																
	免許を有しない非常勤			6			6																																																																																																														
	事務職員	9		1	9		1																																																																																																														
	実習助手			1			1																																																																																																														
	用務員等			9			9																																																																																																														
	校医等			5			5																																																																																																														
計	34	5	44	34	5	44																																																																																																															
項目	要件	備考																																																																																																																			
教頭及び教諭の数	23人以上	・学級数以上の専任教諭 ・生徒数 360人超 (生徒数=480)×(週当たり授業時間=34) 40 × 18																																																																																																																			
8 施設等の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="4">面積等</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">変更前 (R6)</th> <th colspan="2">変更後 (R9)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">校地</td> <td rowspan="2">校地 (屋外運動場)</td> <td colspan="2">25,751 m<sup>2</sup></td> <td colspan="2">25,751 m<sup>2</sup></td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">( 8,600 m<sup>2</sup>)</td> <td colspan="2">( 8,600 m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">校舎等</td> <td>普通教室</td> <td>21 室</td> <td>1,804 m<sup>2</sup></td> <td>21 室</td> <td>1,804 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別教室</td> <td>22 室</td> <td>2,726 m<sup>2</sup></td> <td>22 室</td> <td>2,726 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>準備室</td> <td>2 室</td> <td>83 m<sup>2</sup></td> <td>2 室</td> <td>83 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校長室</td> <td>1 室</td> <td>94 m<sup>2</sup></td> <td>1 室</td> <td>94 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員室</td> <td>1 室</td> <td>251 m<sup>2</sup></td> <td>1 室</td> <td>251 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>1 室</td> <td>170 m<sup>2</sup></td> <td>1 室</td> <td>170 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td>1 室</td> <td>655 m<sup>2</sup></td> <td>1 室</td> <td>655 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保健室</td> <td>1 室</td> <td>86 m<sup>2</sup></td> <td>1 室</td> <td>86 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>4,313 m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>4,313 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>校舎計</td> <td></td> <td>10,182 m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>10,182 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋内運動場</td> <td></td> <td>4,496 m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>4,496 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>3,284 m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>3,284 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>17,962 m<sup>2</sup></td> <td></td> <td>17,962 m<sup>2</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◆基準：高等学校設置基準 (第13条、第14条)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校舎</td> <td>3,360 m<sup>2</sup>以上</td> <td>算定式:「1,200+6×(収容定員-120)」  「1,200+6×(480-120)」</td> </tr> <tr> <td>運動場</td> <td>8,400 m<sup>2</sup>以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							区分	施設名	面積等				備考	変更前 (R6)		変更後 (R9)		校地	校地 (屋外運動場)	25,751 m <sup>2</sup>		25,751 m <sup>2</sup>			( 8,600 m <sup>2</sup> )		( 8,600 m <sup>2</sup> )		校舎等	普通教室	21 室	1,804 m <sup>2</sup>	21 室	1,804 m <sup>2</sup>		特別教室	22 室	2,726 m <sup>2</sup>	22 室	2,726 m <sup>2</sup>		準備室	2 室	83 m <sup>2</sup>	2 室	83 m <sup>2</sup>		校長室	1 室	94 m <sup>2</sup>	1 室	94 m <sup>2</sup>		職員室	1 室	251 m <sup>2</sup>	1 室	251 m <sup>2</sup>		事務室	1 室	170 m <sup>2</sup>	1 室	170 m <sup>2</sup>		図書室	1 室	655 m <sup>2</sup>	1 室	655 m <sup>2</sup>		保健室	1 室	86 m <sup>2</sup>	1 室	86 m <sup>2</sup>		その他		4,313 m <sup>2</sup>		4,313 m <sup>2</sup>		校舎計		10,182 m <sup>2</sup>		10,182 m <sup>2</sup>		屋内運動場		4,496 m <sup>2</sup>		4,496 m <sup>2</sup>		その他		3,284 m <sup>2</sup>		3,284 m <sup>2</sup>		計		17,962 m <sup>2</sup>		17,962 m <sup>2</sup>		項目	要件	備考	校舎	3,360 m <sup>2</sup> 以上	算定式:「1,200+6×(収容定員-120)」 「1,200+6×(480-120)」	運動場	8,400 m <sup>2</sup> 以上	
	区分	施設名	面積等				備考																																																																																																														
			変更前 (R6)		変更後 (R9)																																																																																																																
	校地	校地 (屋外運動場)	25,751 m <sup>2</sup>		25,751 m <sup>2</sup>																																																																																																																
			( 8,600 m <sup>2</sup> )		( 8,600 m <sup>2</sup> )																																																																																																																
	校舎等	普通教室	21 室	1,804 m <sup>2</sup>	21 室	1,804 m <sup>2</sup>																																																																																																															
		特別教室	22 室	2,726 m <sup>2</sup>	22 室	2,726 m <sup>2</sup>																																																																																																															
		準備室	2 室	83 m <sup>2</sup>	2 室	83 m <sup>2</sup>																																																																																																															
		校長室	1 室	94 m <sup>2</sup>	1 室	94 m <sup>2</sup>																																																																																																															
		職員室	1 室	251 m <sup>2</sup>	1 室	251 m <sup>2</sup>																																																																																																															
		事務室	1 室	170 m <sup>2</sup>	1 室	170 m <sup>2</sup>																																																																																																															
		図書室	1 室	655 m <sup>2</sup>	1 室	655 m <sup>2</sup>																																																																																																															
		保健室	1 室	86 m <sup>2</sup>	1 室	86 m <sup>2</sup>																																																																																																															
		その他		4,313 m <sup>2</sup>		4,313 m <sup>2</sup>																																																																																																															
校舎計			10,182 m <sup>2</sup>		10,182 m <sup>2</sup>																																																																																																																
屋内運動場			4,496 m <sup>2</sup>		4,496 m <sup>2</sup>																																																																																																																
その他			3,284 m <sup>2</sup>		3,284 m <sup>2</sup>																																																																																																																
計		17,962 m <sup>2</sup>		17,962 m <sup>2</sup>																																																																																																																	
項目	要件	備考																																																																																																																			
校舎	3,360 m <sup>2</sup> 以上	算定式:「1,200+6×(収容定員-120)」 「1,200+6×(480-120)」																																																																																																																			
運動場	8,400 m <sup>2</sup> 以上																																																																																																																				

第5号議案 静岡県西遠女子学園高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	静岡県西遠女子学園高等学校（昭和23年4月1日設置認可）					
2 位 置	浜松市中央区佐藤三丁目20番1号					
3 設 置 者	浜松市中央区佐藤三丁目20番1号 学校法人静岡県西遠女子学園（理事長 岡本 忍）					
4 変更の理由	学則の収容定員と実態との間に乖離が生じているため、収容定員を変更（減少）					
5 変更の時期	令和7年4月1日					
6 変更の内容	学 科		変更前(R6)		変更後(R9)	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
	普通科		180人	540人 <170人>	150人	450人
	< >内は令和6年5月1日の実員					
	＜令和7年度から令和9年度までの定員＞					
	学 科		令和7年度	令和8年度	令和9年度	
	普通科		510人（150人）	480人（150人）	450人（150人）	
	（ ）内は入学定員					
	＜変更後の各学年の学級数＞					
	コース	学年		合計		
学級数	5		15			
生徒数	150人		450人			
◆基準：高等学校設置基準（第7条）						
項目			要件			
授業を受ける生徒数			1学級の生徒数は40人以下であること			

職 名	変更前 (R6)			変更後 (R9)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
学 園 長	1			1		
校 長	1			1		
教 頭	1			1		
副 校 長		1			1	
教 諭	16	9		16	※9	
講 師	2	2	16	※2	※2	※16
養護教諭	1			1		
事務職員	3			3		
用務員等			3			3
校 医 等			3			3
計	25	12	22	25	12	22

※兼務、講師等を教諭に換算すると8人相当（担当時間数 週172時間÷20時間）  
 教諭等の数は、合計25人（教頭1＋教諭16＋兼務・講師8）

◆基準：高等学校設置基準（第8～11条）  
 私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）

項目	要件	備考
教頭及び教諭の数	22人以上	学級数以上の専任教諭 生徒数 360人超 $(生徒数=450) \times (週当たり授業時間=34) / 40 \times 18$

区分	施設名	面積等				備考
		変更前 (R6)		変更後 (R9)		
校 地	校 地 (屋外運動場)	33,826 m <sup>2</sup>		33,826 m <sup>2</sup>		
		( 13,487 m <sup>2</sup> )		( 13,487 m <sup>2</sup> )		
校 舎 等	普通教室	8 室	544 m <sup>2</sup>	8 室	544 m <sup>2</sup>	
	特別教室	48 室	3,653 m <sup>2</sup>	48 室	3,653 m <sup>2</sup>	
	準備室	34 室	670 m <sup>2</sup>	34 室	670 m <sup>2</sup>	
	校長室	1 室	30 m <sup>2</sup>	1 室	30 m <sup>2</sup>	
	職員室	2 室	219 m <sup>2</sup>	2 室	219 m <sup>2</sup>	
	事務室	1 室	52 m <sup>2</sup>	1 室	52 m <sup>2</sup>	
	図書室	7 室	482 m <sup>2</sup>	7 室	482 m <sup>2</sup>	
	保健室	1 室	66 m <sup>2</sup>	1 室	66 m <sup>2</sup>	
	その他		9,261 m <sup>2</sup>		9,261 m <sup>2</sup>	
	校舎計		14,977 m <sup>2</sup>		14,977 m <sup>2</sup>	
	屋内運動場	3 室	1,761 m <sup>2</sup>	3 室	1,761 m <sup>2</sup>	
計			16,738 m <sup>2</sup>		16,738 m <sup>2</sup>	

◆基準：高等学校設置基準（第13条、第14条）

項目	要件	備考
校舎	3,180 m <sup>2</sup> 以上	算定式:「1,200+6×(収容定員-120)」 「1,200+6×(450-120)」
運動場	8,400 m <sup>2</sup> 以上	

第6号議案 萩丘幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について

1 名称	萩丘幼稚園（昭和27年8月15日設置認可）																																																																			
2 位置	浜松市中央区泉二丁目3番10号																																																																			
3 設置者	学校法人萩丘学園（理事長 鈴木 亮助）																																																																			
4 変更の理由	園児募集の実情に対応し、全学年のクラス定員を30人以下にするため。																																																																			
5 変更の時期	令和7年4月1日																																																																			
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th>定員</th> <th>学級数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>5&lt;3&gt;</td> <td>140 &lt;50&gt;</td> <td>5</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>5&lt;2&gt;</td> <td>140 &lt;42&gt;</td> <td>4</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>4&lt;3&gt;</td> <td>140 &lt;68&gt;</td> <td>4</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14&lt;8&gt;</td> <td>420 &lt;160&gt;</td> <td>13</td> <td>380</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ &lt; &gt;内は令和6年度の実学級・実員数</p> <p>◆設置基準及び審査内規 1学級当たりの園児数は35人以下（3歳児は30人以下） 《園児数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300</td> <td>289</td> <td>284</td> <td>238</td> <td>178</td> </tr> </tbody> </table>						区分	変更前		変更後		学級数	定員	学級数	定員	3歳児	5<3>	140 <50>	5	140	4歳児	5<2>	140 <42>	4	120	5歳児	4<3>	140 <68>	4	120	計	14<8>	420 <160>	13	380	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	300	289	284	238	178																							
区分	変更前		変更後																																																																	
	学級数	定員	学級数	定員																																																																
3歳児	5<3>	140 <50>	5	140																																																																
4歳児	5<2>	140 <42>	4	120																																																																
5歳児	4<3>	140 <68>	4	120																																																																
計	14<8>	420 <160>	13	380																																																																
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																
300	289	284	238	178																																																																
7 教職員の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園長補佐</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>9</td> <td></td> <td>6</td> <td>8</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の園長（専任でない場合は、専任の教頭等が必要）</li> <li>・専任教諭（1学級に少なくとも1人）の設置</li> </ul>						区分	変更前			変更後			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	園長	1			1			園長補佐							副園長							教頭							教諭	9		6	8		6	事務職員	1			1			その他	4		1	4		1
区分	変更前			変更後																																																																
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																														
園長	1			1																																																																
園長補佐																																																																				
副園長																																																																				
教頭																																																																				
教諭	9		6	8		6																																																														
事務職員	1			1																																																																
その他	4		1	4		1																																																														

8 施設等の状況	園 舎 (㎡)		園 地 (㎡)		
	保育室	14	675.8 (48.27 ㎡/室)	園舎敷地	826.05
	遊戯室	1	158.53	運動場	1,353.83
	職員室	1	35.84	その他	597.22
	保健室	1	21.35		
	会議室	1	25.38		
	事務室	1	12.53		
	便 所	6	100.61		
	応接室	1	14.48		
	倉庫等	3	57.18		
	その他		577.26		
	計		1,678.96	計	2,777.10

◆設置基準及び審査内規

- ・園舎 1,420 ㎡以上 ・運動場 1,200 ㎡以上
- ・1室あたり面積 保育室 53 ㎡以上 or 45.4 ㎡以上 (30人学級)、遊戯室 90 ㎡以上
- ・職員室、保健室、便所等の設置

第7号議案 気賀幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について

1 名称	気賀幼稚園（昭和20年11月15日設置認可）																																																																			
2 位置	浜松市浜名区細江町気賀997番地の1																																																																			
3 設置者	学校法人気賀学園（理事長 河野文英）																																																																			
4 変更の理由	少子化により、過去数年の受け入れ状況が定員に達していないため。																																																																			
5 変更の時期	令和7年4月1日																																																																			
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th>定員</th> <th>学級数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>2&lt;2&gt;</td> <td>60&lt;23&gt;</td> <td>2</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>2&lt;2&gt;</td> <td>60&lt;28&gt;</td> <td>1</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>2&lt;2&gt;</td> <td>60&lt;36&gt;</td> <td>2</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6&lt;6&gt;</td> <td>180&lt;87&gt;</td> <td>5</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ &lt;&gt;内は令和6年度の実学級・実員数</p> <p>◆設置基準及び審査内規 1学級当たりの園児数は35人以下（3歳児は30人以下） 《園児数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>170</td> <td>167</td> <td>142</td> <td>133</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>						区分	変更前		変更後		学級数	定員	学級数	定員	3歳児	2<2>	60<23>	2	40	4歳児	2<2>	60<28>	1	30	5歳児	2<2>	60<36>	2	30	計	6<6>	180<87>	5	100	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	170	167	142	133	100																							
区分	変更前		変更後																																																																	
	学級数	定員	学級数	定員																																																																
3歳児	2<2>	60<23>	2	40																																																																
4歳児	2<2>	60<28>	1	30																																																																
5歳児	2<2>	60<36>	2	30																																																																
計	6<6>	180<87>	5	100																																																																
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																
170	167	142	133	100																																																																
7 教職員の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園長補佐</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>8</td> <td></td> <td>4</td> <td>6</td> <td></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆設置基準 ・専任の園長（専任でない場合は、専任の教頭等が必要） 専任教諭（1学級に少なくとも1人）の設置 →基準を満たす</p>						区分	変更前			変更後			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	園長	1			1			園長補佐							副園長							教頭							教諭	8		4	6		4	事務職員	1		2	1		2	その他			5			5
区分	変更前			変更後																																																																
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																														
園長	1			1																																																																
園長補佐																																																																				
副園長																																																																				
教頭																																																																				
教諭	8		4	6		4																																																														
事務職員	1		2	1		2																																																														
その他			5			5																																																														

8 施設等の状況	園 舎 (㎡)		園 地 (㎡)		
	保育室	6	323 (53.8 ㎡/室)	園舎敷地	510.38
	遊戯室	1	126.91	運動場	665.27
	職員室	1	25.87	その他	1,592.06
	保健室	1	3.9		
	便 所	4	53.34		
	その他	2	46.15		
	その他		220.84		
	計		800.01	計	2,767.71
	<p>◆設置基準及び審査内規</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園舎 620 ㎡以上 ・運動場 560 ㎡以上</li> <li>・1室あたり面積 保育室 53 ㎡以上 or 45.4 ㎡以上 (30人学級)、遊戯室 90 ㎡以上</li> <li>・職員室、保健室、便所等の設置</li> </ul>				

sさんわ第8号議案 裾野ひかり幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について

1 名称	裾野ひかり幼稚園（昭和58年3月17日設置認可）																																																																			
2 位置	裾野市佐野171番地																																																																			
3 設置者	学校法人光耀学園（理事長 上藤法光）																																																																			
4 変更の理由	地域における幼児人口やここ数年の入園児数が減少しているため。																																																																			
5 変更の時期	令和7年4月1日																																																																			
6 変更の内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th>定員</th> <th>学級数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>2&lt;1&gt;</td> <td>30 &lt;13&gt;</td> <td>2</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>2&lt;1&gt;</td> <td>60 &lt;10&gt;</td> <td>1</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>2&lt;1&gt;</td> <td>60 &lt;27&gt;</td> <td>1</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6&lt;3&gt;</td> <td>150 &lt;50&gt;</td> <td>4</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ &lt; &gt;内は令和6年度の実学級・実員数</p> <p>◆設置基準及び審査内規 1学級当たりの園児数は35人以下（3歳児は30人以下） 《園児数の推移》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>93</td> <td>87</td> <td>73</td> <td>71</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>						区分	変更前		変更後		学級数	定員	学級数	定員	3歳児	2<1>	30 <13>	2	30	4歳児	2<1>	60 <10>	1	30	5歳児	2<1>	60 <27>	1	30	計	6<3>	150 <50>	4	90	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	93	87	73	71	58																							
区分	変更前		変更後																																																																	
	学級数	定員	学級数	定員																																																																
3歳児	2<1>	30 <13>	2	30																																																																
4歳児	2<1>	60 <10>	1	30																																																																
5歳児	2<1>	60 <27>	1	30																																																																
計	6<3>	150 <50>	4	90																																																																
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																
93	87	73	71	58																																																																
7 教職員の状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園長補佐</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td></td> <td>6</td> <td>1</td> <td></td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の園長（専任でない場合は、専任の教頭等が必要）</li> <li>専任教諭（1学級に少なくとも1人）の設置</li> </ul> <p>→基準を満たす</p>						区分	変更前			変更後			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	園長	1			1			園長補佐							副園長							教頭	1			1			教諭	3			3			事務職員	2			2			その他	1		6	1		6
区分	変更前			変更後																																																																
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																														
園長	1			1																																																																
園長補佐																																																																				
副園長																																																																				
教頭	1			1																																																																
教諭	3			3																																																																
事務職員	2			2																																																																
その他	1		6	1		6																																																														

8 施設等の状況	園 舎 (㎡)		園 地 (㎡)		
	保育室	5	285.0 (47.5 ㎡/室)	園舎敷地	536.9
	遊戯室	1	150.0	運動場	1,053.1
	職員室	1	34.0	その他	0
	視聴覚室	1	73.0		
	事務室	1	21.0		
	便 所	4	32.74		
	保健室	1	3.20		
	その他		254.35		
	計		853.29	計	1,590.0

◆設置基準及び審査内規

- ・園舎 480 ㎡以上 ・運動場 480 ㎡以上
- ・1室あたり面積 保育室 53 ㎡以上 or 45.4 ㎡以上 (30 人学級)、遊戯室 90 ㎡以上
- ・職員室、保健室、便所等の設置

第9号議案 千福が丘ひかり幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について

1 名称	千福が丘ひかり幼稚園（昭和62年2月24日設置認可）																																																																			
2 位置	沼津市千福が丘1-10-17番地																																																																			
3 設置者	学校法人光耀学園（理事長 上藤法光）																																																																			
4 変更の理由	地域における幼児人口やここ数年の入園児数が減少しているため。																																																																			
5 変更の時期	令和7年4月1日																																																																			
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th>定員</th> <th>学級数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>1&lt;1&gt;</td> <td>30&lt;16&gt;</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>2&lt;1&gt;</td> <td>60&lt;15&gt;</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>2&lt;1&gt;</td> <td>60&lt;23&gt;</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5&lt;3&gt;</td> <td>150&lt;54&gt;</td> <td>3</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ &lt;&gt;内は令和6年度の実学級・実員数</p> <p>◆設置基準及び審査内規 1学級当たりの園児数は35人以下（3歳児は30人以下） 《園児数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>77</td> <td>64</td> <td>60</td> <td>59</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>						区分	変更前		変更後		学級数	定員	学級数	定員	3歳児	1<1>	30<16>	1	20	4歳児	2<1>	60<15>	1	20	5歳児	2<1>	60<23>	1	20	計	5<3>	150<54>	3	60	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	77	64	60	59	58																							
区分	変更前		変更後																																																																	
	学級数	定員	学級数	定員																																																																
3歳児	1<1>	30<16>	1	20																																																																
4歳児	2<1>	60<15>	1	20																																																																
5歳児	2<1>	60<23>	1	20																																																																
計	5<3>	150<54>	3	60																																																																
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																
77	64	60	59	58																																																																
7 教職員の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園長補佐</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>4</td> <td></td> <td>2</td> <td>4</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆設置基準 ・専任の園長（専任でない場合は、専任の教頭等が必要） 専任教諭（1学級に少なくとも1人）の設置 →基準を満たす</p>						区分	変更前			変更後			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	園長	1			1			園長補佐							副園長							教頭	1			1			教諭	4		2	4		2	事務職員							その他			4			4
区分	変更前			変更後																																																																
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																														
園長	1			1																																																																
園長補佐																																																																				
副園長																																																																				
教頭	1			1																																																																
教諭	4		2	4		2																																																														
事務職員																																																																				
その他			4			4																																																														

8 施設等の状況	園 舎 (㎡)		園 地 (㎡)		
	保育室	5	269.10 (53.82 ㎡/室)	園舎敷地	570.53
	遊戯室	1	166.5	運動場	570.38
	職員室	1	36.0	その他	470.09
	保健室	1	3.24		
	事務室	1	13.55		
	便 所	3	57.59		
	倉庫	2	37.02		
	その他		195.42		
	計		778.42	計	1,611.0

◆設置基準及び審査内規

- ・園舎 420 ㎡以上 ・運動場 400 ㎡以上
- ・1室あたり面積 保育室 53 ㎡以上 or 45.4 ㎡以上 (30人学級)、遊戯室 90 ㎡以上
- ・職員室、保健室、便所等の設置

第10号議案 焼津幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について

1 名称	焼津幼稚園（昭和12年4月1日設置認可）																																																																			
2 位置	焼津市焼津5丁目4番2号																																																																			
3 設置者	学校法人相愛学園（理事長 相田芳久）																																																																			
4 変更の理由	出生数減少に合わせて入園対象幼児数も減少しており、最近の入園希望者数においても減少傾向にあるため。																																																																			
5 変更の時期	令和7年4月1日																																																																			
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th>定員</th> <th>学級数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳児</td> <td>5&lt;3&gt;</td> <td>100 &lt;46&gt;</td> <td>4</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>4歳児</td> <td>3&lt;2&gt;</td> <td>105 &lt;43&gt;</td> <td>3</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>5歳児</td> <td>3&lt;2&gt;</td> <td>105 &lt;33&gt;</td> <td>3</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>11&lt;7&gt;</td> <td>310 &lt;122&gt;</td> <td>10</td> <td>180</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ &lt; &gt;内は令和6年度の実学級・実員数</p> <p>◆設置基準及び審査内規 1学級当たりの園児数は35人以下（3歳児は30人以下） 《園児数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>110</td> <td>119</td> <td>119</td> <td>111</td> <td>111</td> </tr> </tbody> </table>						区分	変更前		変更後		学級数	定員	学級数	定員	3歳児	5<3>	100 <46>	4	60	4歳児	3<2>	105 <43>	3	60	5歳児	3<2>	105 <33>	3	60	計	11<7>	310 <122>	10	180	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	110	119	119	111	111																							
区分	変更前		変更後																																																																	
	学級数	定員	学級数	定員																																																																
3歳児	5<3>	100 <46>	4	60																																																																
4歳児	3<2>	105 <43>	3	60																																																																
5歳児	3<2>	105 <33>	3	60																																																																
計	11<7>	310 <122>	10	180																																																																
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																																																
110	119	119	111	111																																																																
7 教職員の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園長補佐</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>13</td> <td>1</td> <td></td> <td>13</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> <td>1</td> <td></td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の園長（専任でない場合は、専任の教頭等が必要）</li> <li>・専任教諭（1学級に少なくとも1人）の設置</li> </ul> <p>→基準を満たす</p>						区分	変更前			変更後			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	園長	1			1			園長補佐							副園長							教頭	1			1			教諭	13	1		13	1		事務職員	1			1			その他	1		3	1		3
区分	変更前			変更後																																																																
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																														
園長	1			1																																																																
園長補佐																																																																				
副園長																																																																				
教頭	1			1																																																																
教諭	13	1		13	1																																																															
事務職員	1			1																																																																
その他	1		3	1		3																																																														

8 施設等の状況	園 舎 (㎡)		園 地 (㎡)		
	保育室	12	707.70 (58.97 ㎡/室)	園舎敷地	968.34
	遊戯室	1	223.40	運動場	1,276.99
	職員室	1	67.98	その他	1,337.73
	便 所	9	121.71		
	保健室	1	9.55		
	その他	16	341.95		
	その他		373.93		
	計		1,846.22	計	3,583.06

◆設置基準及び審査内規

- ・園舎 1,120 ㎡以上 ・運動場 960 ㎡以上
- ・1室あたり面積 保育室 53 ㎡以上 or 45.4 ㎡以上 (30人学級)、遊戯室 90 ㎡以上
- ・職員室、保健室、便所等の設置

第 11 号議案 焼津豊田幼稚園の収容定員に係る学則変更認可について

1 名 称	焼津豊田幼稚園（昭和 32 年 4 月 1 日設置認可）																																																																			
2 位 置	焼津市小土 1059-1 番地																																																																			
3 設 置 者	学校法人相愛学園（理事長 相田芳久 ）																																																																			
4 変更の理由	出生数減少に合わせて入園対象幼児数も減少しており、最近の入園希望者実数においても減少傾向であるため。																																																																			
5 変更の時期	令和 7 年 4 月 1 日																																																																			
6 変更の内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">変 更 前</th> <th colspan="2">変 更 後</th> </tr> <tr> <th>学級数</th> <th>定員</th> <th>学級数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 歳児</td> <td>5&lt;3&gt;</td> <td>100 &lt;56&gt;</td> <td>4</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>4 歳児</td> <td>4&lt;3&gt;</td> <td>120 &lt;62&gt;</td> <td>3</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>5 歳児</td> <td>3&lt;3&gt;</td> <td>90 &lt;82&gt;</td> <td>3</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12&lt;9&gt;</td> <td>310 &lt;200&gt;</td> <td>10</td> <td>225</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ &lt; &gt;内は令和 6 年度の実学級・実員数</p> <p>◆設置基準及び審査内規 1 学級当たりの園児数は 35 人以下（3 歳児は 30 人以下） 《園児数の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>230</td> <td>249</td> <td>238</td> <td>236</td> <td>212</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	変 更 前		変 更 後		学級数	定員	学級数	定員	3 歳児	5<3>	100 <56>	4	75	4 歳児	4<3>	120 <62>	3	75	5 歳児	3<3>	90 <82>	3	75	計	12<9>	310 <200>	10	225	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	230	249	238	236	212																							
区 分	変 更 前		変 更 後																																																																	
	学級数	定員	学級数	定員																																																																
3 歳児	5<3>	100 <56>	4	75																																																																
4 歳児	4<3>	120 <62>	3	75																																																																
5 歳児	3<3>	90 <82>	3	75																																																																
計	12<9>	310 <200>	10	225																																																																
令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度																																																																
230	249	238	236	212																																																																
7 教職員の状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="3">変更後</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園長補佐</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副園長</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教頭</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教諭</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td></td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>◆設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専任の園長（専任でない場合は、専任の教頭等が必要）</li> <li>・専任教諭（1 学級に少なくとも 1 人）の設置</li> </ul> <p>→基準を満たす</p>						区分	変更前			変更後			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	園長	1			1			園長補佐							副園長	1			1			教頭							教諭	14	1		14	1		事務職員	3			3			その他	1		5	1		5
区分	変更前			変更後																																																																
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																														
園長	1			1																																																																
園長補佐																																																																				
副園長	1			1																																																																
教頭																																																																				
教諭	14	1		14	1																																																															
事務職員	3			3																																																																
その他	1		5	1		5																																																														

8 施設等の状況	園 舎 (㎡)		園 地 (㎡)		
	保育室	12	684.96 (57.08 ㎡/室)	園舎敷地	1,001.68
	遊戯室	1	150.39	運動場	1,831.56
	職員室	1	72.75	その他	1,265.44
	便 所	8	105.40		
	保健室	1	5.92		
	その他	20	313.83		
	その他		380.15		
	計		1,713.40	計	4,098.68

◆設置基準及び審査内規

- ・園舎 1,120 ㎡以上 ・運動場 960 ㎡以上
- ・1室あたり面積 保育室 53 ㎡以上 or 45.4 ㎡以上 (30人学級)、遊戯室 90 ㎡以上
- ・職員室、保健室、便所等の設置

第 12 号議案 佐鳴台入野幼稚園の廃止認可について

1 名 称	佐鳴台入野幼稚園 (昭和 55 年 3 月 1 日設置認可)					
2 位 置	静岡県浜松市中央区佐鳴台二丁目 126 番地 1 号					
3 設 置 者	学校法人宝学園 (理事長 杉山 義昌 )					
4 廃止の理由	廃園のため					
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日					
6 園児の処置方法	令和 6 年 4 月から休園しており園児は不在					
7 教職員の処置方法	令和 6 年 4 月から休園しており教職員は不在					
8 指導要録等の保存方法	卒園後 20 年経過していない者については、県が卒園後 20 年までの間保存する					
9 園児数の推移	各年度 5 月 1 日現在(単位：人)					
		R2	R3	R4	R5	R6
	3 歳児	18	15	0	0	0
	4 歳児	30	26	13	0	0
	5 歳児	34	28	26	11	0
	合計	82	69	39	11	0

第 13 号議案 学校法人宝学園の解散認可について

1 名 称	学校法人宝学園 (昭和 55 年 3 月 1 日設立認可)
2 所 在 地	静岡県浜松市中央区入野町 8834 番地の 1
3 代 表 者	理事長 杉山 義昌
4 解散の理由	令和 6 年 3 月 31 日をもって全園児が卒園し、休園 となっている佐鳴台入野幼稚園を廃止するため (寄附行為第 39 条第 1 項第 1 号による)
5 解散の時期	静岡県知事の認可の日
6 残余財産の予定額	0 円
7 残余財産の処分方法	なし

第 14 号議案 大原介護福祉専門学校沼津校の目的変更認可について

1 名 称	大原介護福祉専門学校沼津校 (平成 26 年 3 月 28 日設置認可 校長 富樫 幸信)																							
2 位 置	沼津市大手町五丁目 166 番																							
3 設 置 者	名古屋市中村区名駅三丁目 20 番 8 号 学校法人名古屋大原学園 (理事長 杉山 慎太郎)																							
4 目 的	<p>&lt;変更前&gt; 本校は、「教育基本法」、「学校教育法」及び「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、福祉の分野に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。</p> <p>&lt;変更後&gt; 本校は、「教育基本法」、「学校教育法」及び「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、<u>医療</u>、福祉の分野に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な産業人を育成することを目的とする。</p>																							
5 課 程 及 び 分 野	<p>&lt;変更前&gt; 専門課程 教育・社会福祉</p> <p>&lt;変更後&gt; 専門課程 教育・社会福祉 専門課程 商業実務</p>																							
6 変 更 の 理 由	商業実務分野の新設 (医療事務科) のため																							
7 変 更 の 時 期	令和 7 年 4 月 1 日																							
8 編 成 等	<p>&lt;変更前&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課程</th> <th>分野</th> <th>学 科</th> <th>昼夜 区分</th> <th>修業 年限</th> <th>入学 定員</th> <th>総定員</th> <th>入学資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専門</td> <td>教育・社会福祉</td> <td>介護福祉科</td> <td>昼</td> <td>2 年</td> <td>25 人</td> <td>50 人</td> <td>高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者</td> </tr> </tbody> </table>								課程	分野	学 科	昼夜 区分	修業 年限	入学 定員	総定員	入学資格	専門	教育・社会福祉	介護福祉科	昼	2 年	25 人	50 人	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者
課程	分野	学 科	昼夜 区分	修業 年限	入学 定員	総定員	入学資格																	
専門	教育・社会福祉	介護福祉科	昼	2 年	25 人	50 人	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者																	

〈変更後〉 商業実務分野の学科設置

課程	分野	学 科	昼夜 区分	修業 年限	入学 定員	総定員	入学資格
専門	教育・社会福祉	介護福祉科	昼	2年	25人	50人	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者
	商業実務	医療事務科	昼	2年	30人	60人	
合 計					55人	110人	

◆ 学校教育法 第124条、第125条

基準	内容
修業年限 1年以上	2年制
各分野の課程ごと、定員40人以上	商業実務分野60人
入学資格（専門課程） 高等学校卒業程度	高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者

◆ 専修学校設置基準 第6条

基準	内容
同時に授業を行う生徒数40人以下	30人/クラス

◆ 専修学校設置基準 第9条、第16条第1項

基準	内容
1単位時間 50分（45分も可）	45分
授業時数 年間800単位時間以上	882単位時間以上

9 職員組織

（単位：人）

区 分	令和6年度			令和7年度 (1年目)			令和8年度 (2年目)			令和9年度 (完成年度3年目)		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校 長	1			1			1			1		
副 校 長												
教 員	5		1	8		1	8		1	8		1
(商業実務分野)				(3)			(3)			(3)		
講 師												
(商業実務分野)												
事 務 職 員	1			1			1			1		
校 医 等		1			1			1			1	
計	7	1	1	10	1	1	10	1	1	10	1	1

◆ 専修学校設置基準 第39条

基準（商業実務分野）		内容
教員数	令和7年度 3人以上、うち専任教員3人以上	3人、専任3人
	令和8年度 3人以上、うち専任教員3人以上	3人、専任3人
	令和9年度 3人以上、うち専任教員3人以上	3人、専任3人

10 施設等の状況

区 分		変更前（現校舎）		変更後（新校舎）			
校地	校舎敷地	自己所有	140.00 m <sup>2</sup>	140.00 m <sup>2</sup>			
		借 地	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>			
	その他校地	自己所有	36.00 m <sup>2</sup>	36.00 m <sup>2</sup>			
		借 地	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>			
計			176.00 m <sup>2</sup>	176.00 m <sup>2</sup>			
校舎	鉄骨造 地上7階  当該校 1～4階、6階	自己所有	普通教室	2室	152.36 m <sup>2</sup>	5室	265.74 m <sup>2</sup>
			特別教室	3室	215.81 m <sup>2</sup>	4室	255.04 m <sup>2</sup>
			校長室	0室	0 m <sup>2</sup>	0室	0 m <sup>2</sup>
			職員室・事務室	1室	33.945 m <sup>2</sup>	1室	33.945 m <sup>2</sup>
			応接室	0室	-	0室	-
			図書室	1室	16.05 m <sup>2</sup>	1室	16.05 m <sup>2</sup>
			保健室	1室	2.44 m <sup>2</sup>	1室	2.44 m <sup>2</sup>
			面談室	1室	6.06 m <sup>2</sup>	1室	6.06 m <sup>2</sup>
			更衣室	2室	21.58 m <sup>2</sup>	2室	21.58 m <sup>2</sup>
	廊下その他	-	424.01 m <sup>2</sup>	-	537.24 m <sup>2</sup>		
合 計			872.25 m <sup>2</sup>		1138.09 m <sup>2</sup>		

※大原公務員医療観光専門学校沼津校医療事務科が使用している6階ワンフロアを、本校へ移管する。

※その他校地は教職員用駐輪場。

※本件認可後、大原公務員医療観光専門学校沼津校は1、2、5、7階を使用する。

◆ 専修学校設置基準 第46条、第49条

基準		内容
目的、生徒数又は課程に応じ	教室、教員室、事務室、その他必要な附帯施設を備えること。	普通教室 5室 特別教室 4室 職員室 1室ほか
	必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。	施設・設備調書のとおり

◆ 専修学校設置基準 第47条

基準	内容
校舎面積 480 m <sup>2</sup> 以上	1,138.09 m <sup>2</sup>

第 15 号議案 専修学校静岡学園早慶セミナーの廃止認可について

1 名 称	専修学校静岡学園早慶セミナー (昭和 56 年 3 月 23 日設置認可)							
2 位 置	静岡市駿河区八幡一丁目 1 番 1 号							
3 設 置 者	静岡市駿河区聖一色ママ下 400 番地 学校法人第三静岡学園 (理事長 牧野 秀則)							
4 廃止の理由	近年における不登校の中学生や高校生が増加している状況を受け、不登校の生徒の就学の機会、大学の進学の手を与えるため、令和 5 年度に静岡学園なごみ高等学校 (通信制課程) を設置。本校の校地校舎を同校へ移管したため。							
5 廃止の時期	静岡県知事の認可の日							
6 生徒の処置方法	現在、在籍者なし (在校生全員が静岡学園なごみ高等学校へ転入済)							
7 教職員の処置方法	同一法人が運営する静岡学園なごみ高等学校へ配置転換							
8 指導要録等の保存方法	同一法人が運営する静岡学園なごみ高等学校で保管							
9 生徒数の推移	(各年度 5 月 1 日現在、単位：人)							
	課程	学科	定員	R2	R3	R4	R5	R6
	一般	高校学力養成科	25	12	15	23	11	0
	※一般	文系大学受験科	80	16	—	—	—	—
	※一般	理系大学受験科	40	16	—	—	—	—
合計			145	44	15	23	11	0
※令和 3 年度より廃科								

事前審査1 聖隷クリストファーグローバルスクール中等部の学校設置計画について

1 名 称	聖隷クリストファーグローバルスクール中等部																
2 位 置	浜松市中央区三方原町3453番地																
3 設 置 者	浜松市中央区三方原町3453番地 学校法人聖隷学園（理事長 小柳 守弘）																
4 目 的	聖隷クリストファー小学校からの英語イマージョン教育、探究型学習について、時代の要請に沿ったグローバル化に特化した教育を行うため、中学校を設置																
5 開設の時期	令和8年4月1日																
6 編 成 等	学年			学級数			収容定員										
	1年生			2			60人										
	2年生			2			60人										
	3年生			2			60人										
	計			6			180人										
	<令和8年度から令和10年度までの収容定員> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:15%;">年度</th> <th style="width:25%;">令和8年度</th> <th style="width:25%;">令和9年度</th> <th style="width:35%;">令和10年度</th> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>120人</td> <td>150人</td> <td>180人</td> </tr> </table>										年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	定員	120人	150人
年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度														
定員	120人	150人	180人														
◆基準：中学校設置基準（第4条） 私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第4条）																	
項目		要件															
授業を受ける生徒数		1学級の生徒数は40人以下であること															
学校の規模		原則12学級以上 同一敷地内に他中高等学校を併設、合算可															
7 職 員 組 織	職 名	令和8年度			令和9年度			令和10年度									
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤							
	校 長	1			1			1									
	教 頭		1			1			1								
	教 諭	6	6	4	9	3	7	10	3	7							
	養護教諭		1			1			1								
	事務職員	1	3		1	3		1	3								
	校 医 等			3			3			3							
	計	8	11	7	11	8	10	12	8	10							
	◆基準：中学校設置基準（第6条） 私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）																
項目		要件			備考												
教諭の数		6人以上			一学級当たり1人以上 学級数以上の専任教諭												

8 施設等の状況	施設名			面積等		備考
	校地			91,039 m <sup>2</sup>		自己所有
	校舎			22,418 m <sup>2</sup>		
	屋外運動場			54,096 m <sup>2</sup>		同一敷地 20,850 m <sup>2</sup>
	その他			14,525 m <sup>2</sup>		
	校舎等			8,204 m <sup>2</sup>		自己所有
	校舎			3,835 m <sup>2</sup>		
	普通教室			6 室	364 m <sup>2</sup>	専用
	特別教室			7 室	769 m <sup>2</sup>	中高共用、併設校共用
	準備室			6 室	271 m <sup>2</sup>	
校長室			1 室	18 m <sup>2</sup>	中高共用	
職員室			4 室	174 m <sup>2</sup>		
事務室			4 室	79 m <sup>2</sup>		
図書室			1 室	272 m <sup>2</sup>		
保健室			1 室	75 m <sup>2</sup>		
講堂			1 室	356 m <sup>2</sup>		
その他				1,457 m <sup>2</sup>		
屋内運動場				4,369 m <sup>2</sup>	併設校共用	
◆基準：中学校設置基準（第8～9条） 私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第6条）						
項目		要件		備考		
校舎		1,440 m <sup>2</sup> 以上		(41人以上 480人以下) 「600+6×(生徒数-40)」 「600+6×(180-40)」		
運動場		3,600 m <sup>2</sup> 以上		(1人以上 240人以下)		
屋内運動場		1,138 m <sup>2</sup> 以上		特別な事情があり、教育上支障がない場合、919 m <sup>2</sup> 以上		
校舎に備えるべき施設		教室（普通教室・特別教室等）、図書室、保健室、職員室		特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められる場合に限り、他の学校の施設及び設備使用可		

事前審査2 聖隷クリストファーグローバルスクール高等部の学校設置計画について

1 名 称	聖隷クリストファーグローバルスクール高等部			
2 位 置	浜松市中央区三方原町3453番地			
3 設 置 者	浜松市中央区三方原町3453番地 学校法人聖隷学園（理事長 小柳 守弘）			
4 目 的	聖隷クリストファー小学校からの英語イマージョン教育、探究型学習について、時代の要請に沿ったグローバル化に特化した教育を行うため、高等学校を設置			
5 開設の時期	令和8年4月1日			
6 編 成 等	区分		収容定員	
	全日制課程 普通科		180人	
	学年	学級数	収容定員	
	1年生	2	60人	
	2年生	2	60人	
	3年生	2	60人	
	計	6	180人	
	＜令和8年度から令和13年度までの収容定員＞			
	年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	定員	60人	90人	90人
年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
定員	120人	150人	180人	
◆基準：高等学校設置基準（第7条） 私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第4条）				
項目	要件			
授業を受ける生徒数	1学級の生徒数は40人以下であること			
学校の規模	原則12学級以上 同一敷地内に他中高等学校を併設、合算可			

職名	令和8年度			令和9年度			令和10年度		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校長		1			1			1	
教頭	1			1			1		
教諭	5	6	4	5	8	5	5	8	6
養護教諭	1			1			1		
事務職員	1	3		1	3		1	3	
校医等			3			3			3
計	8	10	7	8	12	8	12	8	9

職名	令和11年度			令和12年度			令和13年度		
	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤
校長		1			1			1	
教頭	1			1			1		
教諭	9	10	4	11	11	4	11	11	4
養護教諭	1			1			1		
事務職員	1	3		1	3		1	3	
校医等			3			3			3
計	12	14	7	14	15	7	14	15	7

◆基準：高等学校設置基準（第8条）

私立小中高等学校設置認可等審査基準（第5条）

項目	要件	備考
教頭及び教諭の数	11人以上	・学級数以上の専任教諭 ・生徒数 360人以下 (生徒数=180)×(週当たり授業時間=34) 40 × 15
養護教諭	1人以上	兼務不可

7 職員組織

8 施設等の状況	施設名			面積等		備考
	校地			91,039 m <sup>2</sup>		自己所有
	校舎			22,418 m <sup>2</sup>		
	屋外運動場			54,096 m <sup>2</sup>		同一敷地 20,850 m <sup>2</sup>
	その他			14,525 m <sup>2</sup>		
	校舎等			8,202 m <sup>2</sup>		自己所有
	校舎			3,833 m <sup>2</sup>		
	普通教室			6 室	362 m <sup>2</sup>	専用
	特別教室			7 室	769 m <sup>2</sup>	中高共用、併設校共用
	準備室			6 室	271 m <sup>2</sup>	
校長室			1 室	18 m <sup>2</sup>	中高共用	
職員室			4 室	174 m <sup>2</sup>		
事務室			4 室	79 m <sup>2</sup>		
図書室			1 室	272 m <sup>2</sup>		
保健室			1 室	75 m <sup>2</sup>		
講堂			1 室	356 m <sup>2</sup>		
その他				1,457 m <sup>2</sup>		
屋内運動場			4,369 m <sup>2</sup>		併設校共用	
◆基準：高等学校設置基準（第13～15条） 私立小・中・高等学校設置認可等審査基準（第6条）						
項目	要件			備考		
校舎	1,560 m <sup>2</sup> 以上			(121人以上 480人以下) 「1200+6×(収容定員-120)」 「1200+6×(180-120)」		
運動場	8,400 m <sup>2</sup> 以上					
屋内運動場	1,589 m <sup>2</sup> 以上			特別な事情があり、教育上支障がない場合、919 m <sup>2</sup> 以上		
校舎に備えるべき施設	教室（普通教室・特別教室等）、図書室、保健室、職員室			特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められる場合に限り、他の学校の施設及び設備使用可		

事前審査3 静清高等学校の通信制課程の設置計画について

1 名 称	静清高等学校（昭和25年12月7日設置認可）																																																																																																																																										
2 位 置	藤枝市潮87番地																																																																																																																																										
3 設 置 者	藤枝市潮87番地 学校法人 相川学園（理事長 濁澤 次美）																																																																																																																																										
4 目 的	中学校における不登校生徒の進路先の確保、及び本学園内外の全日制課程において進路変更及び退学を余儀なくされる生徒の個々に応じた学び方の選択肢を増やし、それぞれの希望にあった進路の機会を達成できるようにするため、通信制課程を設置																																																																																																																																										
5 開設の時期	令和7年4月1日																																																																																																																																										
6 編 成 等	区分						収容定員																																																																																																																																				
	通信制課程（狭域、単位制）普通科						240人																																																																																																																																				
7 職 員 組 織	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職 名</th> <th colspan="3">令和7年度</th> <th colspan="3">令和8年度</th> <th colspan="3">令和9年度</th> </tr> <tr> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> <th>専任</th> <th>兼任</th> <th>非常勤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 頭</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教 諭</td> <td>5</td> <td>9</td> <td></td> <td>5</td> <td>9</td> <td></td> <td>5</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講 師</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>養護職員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事 務 長</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務職員</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラー</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>校 医 等</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>15</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>										職 名	令和7年度			令和8年度			令和9年度			専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	校 長		1			1			1		教 頭	1	1		1	1		1	1		教 諭	5	9		5	9		5	9		講 師		1	3		1	3		1	3	養護教諭		1			1			1		養護職員										事 務 長		1			1			1		事務職員	3			3			3			スクールカウンセラー		1			1			1		校 医 等			5			5			5	計	9	15	8	9	15	8	9	15	8
	職 名	令和7年度			令和8年度			令和9年度																																																																																																																																			
		専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤	専任	兼任	非常勤																																																																																																																																	
	校 長		1			1			1																																																																																																																																		
	教 頭	1	1		1	1		1	1																																																																																																																																		
	教 諭	5	9		5	9		5	9																																																																																																																																		
	講 師		1	3		1	3		1	3																																																																																																																																	
	養護教諭		1			1			1																																																																																																																																		
	養護職員																																																																																																																																										
	事 務 長		1			1			1																																																																																																																																		
	事務職員	3			3			3																																																																																																																																			
	スクールカウンセラー		1			1			1																																																																																																																																		
校 医 等			5			5			5																																																																																																																																		
計	9	15	8	9	15	8	9	15	8																																																																																																																																		
◆基準：高等学校通信教育規程（第5～6条） 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第7条）																																																																																																																																											
項目		要件																																																																																																																																									
副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭		5又は当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないもの																																																																																																																																									
養護教諭又は生徒の養護をつかさどる職員		1人以上（他の職を兼ねても可）																																																																																																																																									
事務職員		相当数 （収容定員240人以下：3人以上）																																																																																																																																									

8 施設等の状況

施設名	面積等 (専用・共用含む)		備考
校地	92,386 m <sup>2</sup>		自己所有 (一部借用)
校舎	11,301 m <sup>2</sup>		
屋外運動場	51,326 m <sup>2</sup>		同一敷地内 23,728 m <sup>2</sup>
その他	29,759 m <sup>2</sup>		
校舎等	15,825 m <sup>2</sup>		自己所有
校舎	9,332 m <sup>2</sup>		
普通教室	27 室	2,052 m <sup>2</sup>	
特別教室	22 室	2,151 m <sup>2</sup>	
準備室	8 室	146 m <sup>2</sup>	
校長室	1 室	21 m <sup>2</sup>	
職員室	1 室	99 m <sup>2</sup>	専用
事務室	1 室	34 m <sup>2</sup>	
図書室	3 室	192 m <sup>2</sup>	
保健室	1 室	70 m <sup>2</sup>	
その他		4,567 m <sup>2</sup>	
屋内運動場		6,493 m <sup>2</sup>	

※施設等は、職員室を除き全日制課程と共用

<通信教育連携協力施設>

施設名	面積等	備考
学習等支援施設	89.04 m <sup>2</sup>	借用
静岡学習支援センター	89.04 m <sup>2</sup>	

◆基準：高等学校通信教育規程（第8～9条）

私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準（第8条、第12条）

項目	要件
校地、校舎 その他の施設 及び設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、負担付き又は借用であってはならない</li> <li>・ただし、校地については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。</li> </ul>
校舎	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を備えていること <ul style="list-style-type: none"> <li>・全日制課程を併置する実施校は、普通教室、特別教室、図書室、保健室を兼用できる。</li> </ul> </li> <li>(2) 普通教室の面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同時に面接指導を受ける生徒数 40人×1.5m<sup>2</sup>+5m<sup>2</sup>=65m<sup>2</sup>以上</li> </ul> </li> <li>(3) 図書の閲覧場所の面積 65m<sup>2</sup>以上</li> </ol>
屋内運動場	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 校舎等と同一の敷地又はその隣接地</li> <li>(2) 学習指導要領に定める球技等が実施可能な形状で、運動等が安全に行える施設</li> <li>(3) 面積 1,589m<sup>2</sup>以上 <ul style="list-style-type: none"> <li>特別な事情があり、教育上支障がない場合、600m<sup>2</sup>以上（屋内運動場として使用できる有効な面積で、分割されない同一平面で確保されるものに限る。）</li> </ul> </li> </ol>